

公共債、投資信託のお取引について

公共債、投資信託、外貨預金のお取引にあたっては、下記の内容をご確認のうえ、お客さまご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

公共債のご留意事項

- 公共債お預金ではなく、当行が元本を保証する商品ではありません。
- 公共債（個人向け国債を除く）の市場価格は、基本的な市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には、市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない場合があります。
- 公共債（利付国債・個人向け国債を除く）は、発行者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる可能性があります。
- 公共債は、日本国政府以外の発行者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じる可能性があります。
- 当該債券の利払時期に応じて、中途換金のできない期間があります。また、いったん約定が成立したお取引の内容は変更ができません。
- 個人向け国債は、発行から1年経過するまで、原則として中途換金できません。ただし、保有者ご本人が亡くなられた場合又は、災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、1年未満であっても中途換金できます。
- 個人向け国債を中途換金する場合には、直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685の中途換金調整額が差し引かれます。尚、発行から一定期間の間は中途換金する場合には中途換金調整額が異なることがあります。
- 公共債のご購入にあたっては、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 公共債のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリングオフ）の適用はありません。

投資信託のご留意事項

- 投資信託お預金ではなく、当行が元本を保証する商品ではありません。
- 投資信託お預金保険制度の対象ではありません。また、当行でご購入いただきました投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当行 販売会社であり、投資信託の設定・運用は各運用会社が行います。
- 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入いただきましたお客さまに帰属します。
- 投資信託の基準価額は、組入れ有価証券（株式・債券等）等の値動きにより変動しますので、お受取り金額が投資元本を下回る場合があります。
- 組入れ有価証券（株式・債券等）等は、株式指標・金利・その有価証券等の発行者の信用状態等により価格が変動します。
- 外貨建資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動（為替リスク）により基準価額が変動しますので、お受取り金額が投資元本を下回る場合があります。
- 投資信託のご購入、換金にあたっては各種手数料（申込手数料、信託財産留保額）が合計でお取引金額の総額の最大3.54%（消費税込み）必要です。また、これらの手数料等とは別に信託報酬（投資信託の純資産総額の最大年約2.376%（消費税込み））、その他諸費用等（目論見書、運用報告書作成費用、監査費用等）を毎年、信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。なお、当該手数料の合計額については、ファンドを保有されている期間等に応じてお客さまごとに異なりますので、表示することはできません。詳しくは、ファンドの「契約締結前交付書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」でご確認下さい。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリングオフ）の適用はありません。

各商品のお申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面」（投資信託の場合は、別途「交付目論見書」）をお渡ししますので、内容を十分お読みのうえ、ご自身でご判断下さい。